

国の診療報酬改定に伴い、令和4年(2022年)10月1日から

## 初診時及び再診時の選定療養費の額が変わります！

区 分	対 象	令和4年(2022年) 9月30日まで	令和4年(2022年) 10月1日から
初診時選定療養費	診療所・クリニック等からの <u>紹介状を持たない患者さん</u>	5,500円 →	7,700円
再診時選定療養費	当院から他の医療機関へ紹介しようとした患者さんで、引き続き当院への受診を希望され受診した患者さん	診察の都度 2,750円 →	診察の都度 3,300円

※ 救急車で来院されたり、国の公費負担医療制度の受給対象者となっているなど、緊急やむを得ない場合など、お支払いいただく必要がない場合もあります。

### なぜ地域連携が必要なのでしょう。

国民医療費は一貫して伸び続けており、令和元年度(2019年度)には44兆円超と、この20年間で約1.5倍となり、この傾向は今後も避けられそうにありません。

そこで、人材や設備などの限られた医療資源を地域の中で有効に使うことで不要な医療費を抑えることが必須であり、国では、患者さんの容態に応じた医療機関の役割分担と連携を進めています。

その取組みの一環として、大病院への受診に関して、地域の医療機関からの紹介状を持たずに受診しようとする場合や、病状が安定した状態での継続的な受診に対して、患者さんから定額負担をいただく仕組みを国では作っており、市立病院での初診時及び再診時の選定療養費がこれに当たります。

こうした国の取組みに合わせ、市立病院はこれからも、県西地区の中で、急性期における高度な専門医療を担う役割を担い、開業医、他の急性期病院、回復期病院、療養型病院、介護施設など、機能の異なる多くの医療機関や施設との連携を進めていきます。

皆様の御理解をいただきますようお願いいたします。

